

2023年度

事業報告書

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

1 事業の成果

2023年度は新型コロナによる影響がほぼ無くなり、国際的な人権活動が本格的に復活した年となった。昨年度から引き続き人権状況が懸念されるビルマ（ミャンマー）やカンボジアについて海外調査を実施し、国連作業部会の訪日調査への協力が行われた。また台湾において東アジアの国・地域のNGOと共に国際会議を開催した。水産業における現代奴隷問題について韓国NGOとの共同プロジェクトを実施した。国連協議資格を活かしニューヨークの国連本部やジュネーブの国連人権理事会等における国際アドボカシーを続け、女性の権利や紛争・武器と人権、ICC、ウクライナ侵略等、グローバル・キャンペーンを行った。

日本国内では、女性権利プロジェクトが長年取り組んできた性犯罪規定の刑法改正が実現し、そのためのロビイングや法務大臣要請等を行った。世界子どもの日チャリティーウォークも対面で開催し、ウクライナとミャンマー出身者のゲストを迎え参加者も増えた。このほか国際人権アカデミー、ビジネスと人権アカデミーを今年も開催し、難民・入管問題等の国内の人権課題に取り組み、東日本大震災被災地の法律相談を引き続き行った。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(下記事業費の総費用【28,699】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円) ※千円以下を四捨五入
国際支援事業	<p><人権侵害事実調査・公表プロジェクト></p> <p>引き続き、人権状況が懸念されるミャンマー、カンボジア、中国、香港等をはじめとするアジア地域における人権状況に関する事実調査・情報収集と報告書等の公表、政府機関・国連等への提言・ロビー活動等を行った。</p> <p>近年、特に人権状況が悪化している中国に関して、香港における国家安全維持法に基づく弁護士等への弾圧や、同法の域外適用に抗議する声明等を国連で発表した。ウイグルにおける監視問題についても引き続きビジネスと人権等の観点からモニタリングや調査・分析を続けた。</p> <p>また、ミャンマーでの2021年2月の軍事クーデタ後、年々悪化する人権侵害状況について、2023年4月と2024年1月の2回、現地調査のためミャンマー国境沿いタイを</p>	通年	日本、タイ、カンボジア、ミャンマー、ニューヨーク、ジュネーブ等	50名	ミャンマー、中国、カンボジア、タイ、等当該市民一般	無数	1275

	<p>訪れ、避難民から聴取り調査を行い、日本で結果報告を行うイベントを3回開催した。</p> <p>ビジネスと人権の観点からも、事実調査の観点からは、SNS・プラットフォーム会社に対するアンケート調査を実施した。また、韓国NGOと共同で韓国籍漁船における移民労働者の人権侵害問題及び同漁船で採られた水産物を日本企業が輸入しているという問題について事実調査を実施した。</p>						
国際支援事業	<p><女性の人権プロジェクト></p> <p>被害実態に即した刑法改正を実現させるために、他団体とも連携を図りながら法務省の動きに対するモニタリングやアドボカシー活動を行った。改正法案が国会に提出されてからは、ヒューマンライツ・ナウの見解を表明し、国会審議に向けて、不同意性交等に関する解釈の明確化や見直し課題と期限を明確にした付則の制定を強く要請した。6月16日に刑法性犯罪の改正が無事成立した後は、市民団体と共催の記者会見を行い、法務大臣への要請も実施した。改正後は意識喚起のためのSNSキャンペーンにも加わった。</p> <p>デジタル性暴力に関しては、2022年のAV出演被害防止救済法の実施状況に関するイベントを開催し、立法の運用を監視している。また、このほか、日本における人工妊娠中絶と避妊ケアに関する調査プロジェクトを米国フォーダム大学のライトナー国際人権クリニックと共同で行った。</p>	通年	日本、ニューヨーク	35名	日本、アジア、中東等の女性一般。	無数	3245
国際支援事業	<p><子どもの人権プロジェクト></p> <p>世界子どもの日キャンペーンの一環として、学校法人と連携をして内容も、平和、環境、教育、平等・公平、SDGsなど人権に関わる様々な社会問題について中高生が考え、議論し合うイベントを実施した。同キャンペーンの一環として行ったチャリティー</p>	通年	日本等	30名	日本、ミャンマー、イラク等の子ども	無数	1277

	<p>ウォークの閉会式の一部という形でウクライナとミャンマー出身者をスピーカーとして、各国における子ども達の人権状況について学習するイベントを開催した。ミャンマー、イラクなど海外の子どもの人権侵害についてモニタリングを継続した。</p>						
国際支援事業	<p><海外人権教育プロジェクト></p> <p>ミャンマー国境のタイ現地及びカンボジアを訪れ、事実調査を実施するとともに、現地での人権教育プロジェクトのニーズや実現可能性等について情報収集、ネットワーク作りを行った。ミャンマーやウクライナ、ガザの深刻な人権状況について日本国内でオンラインイベントを開催し、当事者のゲストスピーカーに報告して貰うなどして現地の声を社会に届けてきた。</p>	通年	日本、ミャンマー、ウクライナ、タイ、カンボジア、ガザ等	25名	ミャンマー、タイ、カンボジア、中国等市民・法律家・学生	直接的には約100人。波及効果としては無数。	1987
人権の促進保護のための調査・研究提言・普及事業	<p><人権政策提言プロジェクト></p> <p>日本の人権状況について、国際基準・各種国連勧告に従い改善されるよう政策提言・アドボカシー等を行い、外交・援助政策において人権が主流化されるよう政策提言を続けた。</p> <p>被災地での法律相談を継続すると共に、入管法改正案について国際人権基準の観点から問題点を明らかにする声明を国連に提出・発表した。</p> <p>ビジネスに関連する人権問題については、指導原則の趣旨の実現に向けて更なる取り組みを早急を実施することを求めるため、人権デューディリジェンスを義務化する立法を求める議員等へのロビイングや国連ワーキンググループへの提言活動、院内集会等のイベント開催を引き続き行った。また、輸入規制に関するコアリションに参加し、同規制法制を導入するべく調査・研究</p>	通年	日本	50名	日本、アジア諸国、ウクライナ等の市民	無数	17580

	<p>を実施した。</p> <p>さらに、台湾で東アジア地域の市民社会団体と協力し国際会議を開催し、義務化立法に向けた運動を推進したほか、ジュネーブで行われた国連フォーラムに出席し、国際的なネットワークを強化した。</p>						
<p>人権の促進 保護のための 調査・研究 提言・普及 事業</p>	<p><国連・国際人権基準の調査・アドボカシープロジェクト></p> <p>ジュネーブでは、日本を含むアジア地域の国々の人権問題に関する声明を人権理事会に提出したほか、人権に関する会合等に参加し、討議に参加し、情報提供・政策提言・アドボカシー活動を展開した。特に、第55回人権理事会開催中の2024年3月には、ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者と市民団体とのダイアログに参加し、ジュネーブの現地メンバーが口頭声明を発表した。</p> <p>ニューヨークでは国連総会を始めとする会合に参加し、人道的軍縮や武力紛争地の人道的危機問題、その他グローバル課題に対し、情報収集やアドボカシー活動を推進した。9月から11月にかけては、第78回国連総会の第一と第三委員会の会議やサイトイベントに、12月には第2回核兵器禁止条約締約国会議に参加し、ネットワークの構築や情報発信も行った。</p> <p>3月には、第68回女性の地位委員会に現地ニューヨークのメンバーが会議やサイトイベントに参加したほか、NGO CSWフォーラムにて、武力紛争下のジェンダーに基づく貧困に関するウェビナーを開催し、ガザ、ウクライナ、ミャンマー出身の活動家や市民団体の代表者らに女性や子どもが直面している問題について報告いただき、各国政府に虐殺や違法な侵略を終わらせる行動や人道支援を強めることなどを共に呼びか</p>	<p>通年</p>	<p>東京、ニューヨーク、ジュネーブ等</p>	<p>20名</p>	<p>日本の市民一般</p>	<p>無数</p>	<p>1983</p>

	けた。						
人権の促進 保護のための 調査・研究 提言・普及 事業	<p><国内情報提供プロジェクト></p> <p>アジア地域、日本、そして世界の人権侵害の状況と当団体の政策提言についてウェブサイト、メディア、ニュースレター等により情報提供を行った。また、シンポジウム、トークイベント、報告会等の開催、出版などを通じた啓発活動を行った。さらに、中高生向け人権教育の事業やユースフェスティバルの実施、世界子どもの日映像スピーチコンテストおよびチャリティーウォークの開催等を通じ、次世代への人権普及啓発活動を強化した。さらに1か月間集中型の連続講座「ビジネスと人権アカデミー」を開催した他、他団体と共同で人権デューディリジェンス法制化や気候変動訴訟等をテーマとしたウェビナーを開催した。</p>	通年	東京、ジュネーブ等	500名	日本の市民一般	無数	1353

本年度も前年度に引き続き、書籍・グッズ販売などその他事業は実施していない。